



栃木県公報

平成26年
2月4日(火)
第2552号

目 次

規 則	
○栃木県営林産物売払規則の一部改正	59
告 示	
○指定施業要件変更予定保安林	59
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し	60
○道路の区域の変更	60
○道路の供用開始	61
公 告	
○土地改良区役員の退就任	61
○土地改良事業の工事完了	62
○土地区画整理組合理事の退就任	62
○開発行為の工事完了	63
監 査 委 員	
○監査結果の公表	63
○監査の結果に基づく措置状況の公表	66
正 誤	
○第2413号中	67

規 則

栃木県規則第二号

栃木県営林産物売払規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月四日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県営林産物売払規則の一部を改正する規則

栃木県営林産物売払規則（昭和四十一年栃木県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「、搬出されない産物」を「搬出されない産物があるときは、当該産物が搬出されないことについて正当な理由がある場合として知事が定める場合を除き、当該産物」に、「県が」を「、県が」に、「買受人」を「、買受人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(森林整備課)

告 示

栃木県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 2月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を取り消したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成26年2月4日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定の 取消しの 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		
0970400081	有限会社安佐分業介護支援システム 代表取締役 山田 晃勝	在宅介護ケアプラン作成センター健康の泉	佐野市亀井町2670番地カトウ薬局ビル内	平成26年 2月1日	居宅介護支援

（高齢対策課）

栃木県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年2月4日から同年3月5日まで一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木藤岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
11	前	栃木市大平町富田字星ノ宮1386-3から 栃木市大平町富田字石川1713-1まで	20.4～24.7	60.3	
	後	栃木市大平町富田字星ノ宮1386-3から 栃木市大平町富田字石川1713-1まで	20.4～24.7	60.3	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 安塚雀宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
184	前	宇都宮市雀の宮4丁目722-2から 宇都宮市雀の宮4丁目722-1まで	5.8～17.0	45.7	
	後	宇都宮市雀の宮4丁目722-2から 宇都宮市雀の宮4丁目722-1まで	17.0	28.8	

栃木県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年2月4日から同年3月5日まで一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
11	主要地方道 栃木藤岡線	栃木市大平町富田字星ノ宮1386-3から 栃木市大平町富田字石川1713-1まで	平成26年2月6日
80	一般県道 黒田市埴真岡線	真岡市飯貝1563-2から 真岡市飯貝1562まで	平成26年2月4日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年2月4日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
姿川 土地改良区	理事	安野 貫一		宇都宮市下砥上町891	25.3.31	
	〃	麦倉 周一		〃 下荒針町3845	〃	
	〃	安生 隆		〃 〃 3794	〃	
	〃	加藤 一克	加藤 一克	〃 鶴田町317	〃	25.4.1
	〃	佐藤 光一	佐藤 光一	〃 下砥上町859	〃	〃
	〃	落合政一郎	落合政一郎	〃 下欠町854	〃	〃
	〃	松本 富男	松本 富男	〃 上欠町1082	〃	〃
	〃	中島 武正	中島 武正	〃 砥上町503-1	〃	〃

理事	金田 光夫	金田 光夫	宇都宮市砥上町519	25.3.31	25.4.1
〃	仲田 武次	仲田 武次	〃 下砥上町884	〃	〃
〃	篠原 孝夫	篠原 孝夫	〃 砥上町486-3	〃	〃
〃	岡田 勲	岡田 勲	〃 〃 610-2	〃	〃
〃	岡田 武	岡田 武	〃 〃 896	〃	〃
〃	宇賀神 正	宇賀神 正	〃 下欠町642	〃	〃
〃	佐藤 幹夫	佐藤 幹夫	〃 上欠町141	〃	〃
〃		渡邊 誠一	〃 下荒針町3858		〃
〃		安生 清	〃 〃 3838		〃
監事	植木 和男	植木 和男	〃 下砥上町1187	25.3.31	〃
〃	鈴木 宏美	鈴木 宏美	〃 砥上町619	〃	〃
〃	横山 陽一	横山 陽一	〃 〃 229	〃	〃

○土地改良事業の工事完了

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業について工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成26年2月4日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	完了年月日
川田土地改良事業共同施行	川田地区県単独農業農村整備（かんがい排水）事業	平成23年3月28日

（農地整備課）

○土地区画整理組合理事の退就任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について退任及び就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成26年2月4日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理組合名	退任した理事		就任した理事		届出年月日
	氏名	住所	氏名	住所	
壬生町御里土地区画整理組合	荒川 林一	下都賀郡壬生町大師町13番22号	荒川 林一	下都賀郡壬生町大師町13番22号	平成26年1月17日
	小林 一男	下都賀郡壬生町大師町13番21号	小林 一男	下都賀郡壬生町大師町13番21号	
	荒川 光暁	下都賀郡壬生町本丸一丁目4番12号	荒川 光暁	下都賀郡壬生町本丸一丁目4番12号	
	荒川 三郎	下都賀郡壬生町大師町14番39号	荒川 三郎	下都賀郡壬生町大師町14番39号	
	荒川 薫次	下都賀郡壬生町本丸一丁目2番2号	荒川 薫次	下都賀郡壬生町本丸一丁目2番2号	
	小林 久生	下都賀郡壬生町大師町13番24号	三上 一吉	下都賀郡壬生町大師町14番28号	

三上 一吉	下都賀郡壬生町大師町 14番28号	和久井 友雄	下都賀郡壬生町大師町 14番36号
和久井 友雄	下都賀郡壬生町大師町 14番36号	梁島 勝臣	下都賀郡壬生町大師町 8番30号
梁島 勝臣	下都賀郡壬生町大師町 8番30号	白石 博英	下都賀郡壬生町大師町 9番4号
白石 博英	下都賀郡壬生町大師町 9番4号	鈴木 勝	下都賀郡壬生町大師町 9番5号

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年2月4日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
真岡市西田井字北山780番1の一部、780番13の一部	真岡市西田井780番地1	菱 沼 充 剛
芳賀郡芳賀町大字祖母井字立海道西1659番35	宇都宮市白沢町2017番地171コーポ 見坂3号棟103号室	廣 木 倫 且 廣 木 有 子
芳賀郡芳賀町大字与能字下与能79番3	芳賀郡芳賀町大字与能307番地	菊 内 聡 菊 内 有 紀 子
下野市小金井字宝賀谷2289番14、2289番18	下野市小金井2289番地14	中 川 裕 美 中 川 里 美
下野市薬師寺字式丁目1368番21	真岡市中郷226番地3 ヴィクトワ ールハイムA棟102号	村 上 聡
下都賀郡壬生町大字助谷字東原1367番35	宇都宮市若松原二丁目12番28号ミド ルヴィレッジF棟201号	高 山 理 恵 高 山 修
下都賀郡野木町大字野渡字帯屋塚356番4	茨城県古河市松並一丁目25番26号ラ イムハウス202号	工 藤 啓 太 工 藤 智 恵 子
下都賀郡野木町大字野木字堀切2538番3	下都賀郡野木町大字丸林626番地2 ディアコートB棟202号	須 藤 尚 之 須 藤 有 加 里
【第二工区】 矢板市中字溜151番19の一部、151番41の 一部、151番42の一部、151番64の一部、字馬渡 戸157番5の一部、字ドウハタ368番2の一部 (開発行為に関する工事) 矢板市中字溜151番18、字溜ノ下151番54、 151番62	宇都宮市横田新町3番47号	栃木トヨタ自動車株 式会社

(都市計画課)

監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年2月4日

栃木県監査委員	渡	辺	渡
同	早	川	尚
同	金	井	弘
同	鈴	木	誠
			一

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

平成24年度（ただし、給与事務については、予備監査実施日まで）

第3 監査の結果

（総合政策部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
東京事務所	平成25年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（経営管理部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
栃木県税事務所	平成25年10月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足県税事務所	平成25年10月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板県税事務所	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原県税事務所	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮県税事務所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼県税事務所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡県税事務所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
自動車税事務所（「佐野支所」を含む。）	平成25年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（県民生活部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
消防学校	平成25年10月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
美術館	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
とちぎ男女共同参画センター	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
博物館	平成25年10月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（保健福祉部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
県南食肉衛生検査所	平成25年10月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北食肉衛生検査所	平成25年10月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南高等看護専門学校	平成25年10月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
動物愛護指導センター	平成25年10月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

中央児童相談所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南児童相談所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北児童相談所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
衛生福祉大 学 校	平成25年11月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(産業労働観光部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
産業技術センター （「繊維技術支援センター・ 県南技術支援センター・ 繊維物技術支援センター・ 窯業技術支援センター」を含む。）	平成25年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県央産業技術専門校 （「県北産業技術専門校・ 県南産業技術専門校」を含む。）	平成25年11月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(県土整備部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
日光土木事務所	平成25年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下水道管理事務所	平成25年12月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
公園事務所	平成25年12月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
馬頭高等学校	平成25年10月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板高等学校 （「塩谷高等学校」を含む。）	平成25年10月22日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定は育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ全期間を除算したことから、支給不足となっているものが1件139,240円あった。
鹿沼高等学校	平成25年10月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼東高等学校	平成25年10月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮高等学校	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮女子高等学校	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
芳賀青年の家	平成25年10月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
太平少年自然の家	平成25年10月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山城南高等学校	平成25年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木翔南高等学校	平成25年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山南高等学校	平成25年11月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山北桜高等学校	平成25年11月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮白楊高等学校	平成25年11月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮商業高等学校	平成25年11月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

今 市 高 等 学 校	平成25年11月19日	給与事務のうち、勤勉手当において、基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間を除算することとなっているが、育児休業期間のみを除算したことから、過支給となっているものが1件54,687円あった。
今 市 工 業 高 等 学 校	平成25年11月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大 田 原 女 子 高 等 学 校 (「大田原東高等学校」を含む。)	平成25年11月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢 板 東 高 等 学 校 (「矢板東高等学校附属中学校」を含む。)	平成25年11月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
益 子 芳 星 高 等 学 校	平成25年11月22日	給与事務のうち、通勤手当において、特別休暇等により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった期間の手当を支給したため、過支給となっているものが1件148,560円あった。
益 子 特 別 支 援 学 校	平成25年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那 須 高 等 学 校	平成25年12月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒 磯 南 高 等 学 校	平成25年12月20日	給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、在職期間を誤ったことから過支給となっているものが、期末手当1件75,400円、勤勉手当1件10,463円あった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切と認められるもの

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年2月4日

栃木県監査委員	渡	辺	渡
同	早	川	尚
同	金	井	弘
同	鈴	木	誠
			一

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
職員総務課	平成25年8月22日	委託事務のうち、職員等福利厚生費の職員住宅消防設備保守点検委託業務において、契約書と相違した金額の検査調書を作成し委託料を支払うなど、委託に関する事務が不適切であった。	契約事務に係るチェックリストを作成し、今年度に締結した全契約について、事務手続きを再点検しました。今後も、契約事務を行う際は「契約事務マニュアル」及び当該チェックリストに基づき、事務処理に遺漏のないよう努め、再発防止及び事務の適正な執行を図ることとします。

河内農業振興事務所	平成25年7月12日	給与事務のうち、扶養手当の認定において、扶養親族として認定していた職員の配偶者の所得要件確認を誤ったため、扶養手当等が過支給となっていたものが、1件290,817円あった。	過支給分については速やかに返納処理を行いました。今後は再発防止を徹底するため、事務担当者及び出納員が配偶者等の状況確認及び審査を確実に実施し、適正な事務執行に努めます。
-----------	------------	--	--

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2413号	726	下から9	八木澤好一	八木沢好一
〃	727	2	渡邊 富男	渡辺 富男